



あなたならどう判断する——評議の行方

裁判開始——

事件の概要——被告人は、建築会社経営・柳本忠雄所有の従業員宿舍(木造2階建て)に放火した。そして、2階の一部15平方メートル(約9畳)が燃えた。2階には、当時5人の従業員が寝ていたが、逃げ出して無事だった。



柳本忠雄 (被害者)
 矢部は本当にミスばかりで、辞めてもらうしかない。大事に至らなかったのが、不幸中の幸いでした。ですが、2階はほとんど使えなくなってしまって、大損害です。矢部には、厳しい刑をお願いします。

矢部次郎 (被告人)
 出稼ぎの仕事がなくなったら、家族が暮らしていけなくなります。だから、クビだと言われて頭が真っ白になってしまっ。あんなとんでもないことを…。取り返しのつかないことをしたと後悔しています。

矢部妙子 (被告人の妻)
 夫は、この10年間毎年冬の間は出稼ぎに行き、家族のために仕送りをしてくれました。夫がいなくて、冬場は私が働きに出ないと生活が…。ちゃんと監督していくので、何とか主人を執行猶予に…。

検察官の主張

- 被告人は、仕事上のミスが重なったことを理由に解雇され、逆上して放火
- もし発見が遅れていれば、寝ていた無関係の従業員5人の命が失われていた可能性
- 近隣に延焼した可能性も

→懲役5年を求刑する

弁護人の主張

- 計画的ではない
- 被告人は深く反省している
- 事件の原因は、家族を抱えながら、収入を絶たれ動揺したことにある

→被告人に酌むべき事情あり
 →自首減軽の上、執行猶予を求める

最終評議——被告人が有罪であることは裁判員6人、裁判官3人が全員一致。しかし、実刑か執行猶予かで意見が分かれる。裁判員の思いは…。

裁判員の思い——

村瀬智昭
 「被告人には同情すべき点もあるが、一方では放火は実刑に値する重罪だという気もする。確かに解雇が犯行の引き金になっているのかもしれない。しかし、事件のとき被告人が取った行動と、裁判中の言葉との間に、どうしても引っかかるところがある。」

山下 修
 「若い頃、何度か解雇されたことがあるので、被告人の気持ちはわかるが、それで火をつけようなんて思わない。」

青井拓也
 「交通事故にあって車椅子生活になったとき、一時は自棄を起こしてしまったが、それでも負けちゃいけないと自分に言い聞かせた。宿舎には職場の友人達が居ることが判っていたんだから、被告人は逃げてはいけなかつたんだ。」

大沼恵美
 「私の父も、被告人と同じように、ずっと出稼ぎに出ていました。家族のことを考えると、どうしたらよいか…。」

佐々木郁恵
 「被告人は反省もしているし、死人や怪我人も出てないんですから、執行猶予でよいのでは…」

小林勇作
 「放火は場合によっては死刑になってもおかしくない重大な犯罪だ。実刑にすべきだ。」

評議をする場合、裁判員と裁判官の意見は同じ重みを持つ。

果たして評議の結果は…?

